

## 鹿児島市交通局クレジットカード・電子マネー等納付導入に伴う 指定代理納付に係る業務仕様書

### 1 業務内容

鹿児島市交通局におけるクレジットカード・電子マネー等納付導入に伴う指定代理納付に係る業務

### 2 業務開始予定時期

令和元年8月1日

### 3 指定代理納付業務の対象となる収入

- ①定期料金（通勤、通学定期券等）
- ②回数料金（カード式乗車券への積み増し）
- ③特殊料金（電車・自動車共通一日乗車券、市営バス・電車・フェリー共通利用1日券及び2日券、観光地周遊バス夜景コース1日乗車券、桜島周遊バス1日乗車券）
- ④局オリジナルグッズ料金

### 4 指定代理納付の対象施設

#### （1）施設名称及び所在地

- ①鹿児島市交通局 交通局内乗車券発売所（鹿児島市上荒田町37番20号）
- ②鹿児島市交通局 市役所前乗車券発売所（鹿児島市名山町4番4号）
- ③鹿児島市交通局 桜島営業所乗車券発売所（鹿児島市桜島横山町61番地4）

#### （2）平成29年度売上実績（（1）の3発売所の実績）

約680,000千円

### 5 指定代理納付で取り扱うクレジットカード・電子マネー等

次に掲げるクレジットカード、デビットカード及び電子マネー（以下「クレジットカード等」という。）の一部又は全部について取扱い又は取次ぎを行うものとする。

<クレジットカード>

- ・JCB、AMEX、DINERS、DISCOVER、VISA、MasterCard

<デビットカード>

- ・銀聯、VISA デビット、デビット MasterCard、JCB デビットなど

<電子マネー>

- ・交通系電子マネー（PiTaPa 除く 9 種類）、nanaco、WAON、Edy、QUICPay、iD

## 6 指定代理者納付の方法

- (1) 納入義務者に対して有する債権を買い取る債権譲渡型ではなく、納入義務者に代わって立て替え払いをする立替払型によるものとする。
- (2) クレジットカード等納付による立替金については、各月毎に末日を締め日として集計し、翌月の末日（休日の場合は前営業日）までに、取扱手数料を差し引いた残額を、交通局が指定する口座に振り込むものとする。  
立替金は、クレジットカードの分割払い、リボルビング払いといった、納入義務者が選択する支払方法の種類を問わず一括での支払いとする。
- (3) 5に掲げるクレジットカード等の全部又は一部について取次ぎを行う場合は、当該取次先に（2）の立替金を支払わせることができる。
- (4) クレジットカード等納付による立替金を振り込む際の手数料は指定代理納付者の負担とすること。
- (5) 各月ごとのクレジットカード等納付による立替金の内訳明細及び取扱手数料の明細を指定する期日までに報告すること。

## 7 指定代理納付行為に対する手数料

取扱手数料の額は、各月毎の売上金額に契約で定める手数料率を乗じた金額とし1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 8 クレジットカード・電子マネー等決済端末機

- (1) 決済端末の仕様
  - ① 暗証番号入力用端子及び非接触リーダライタ用端子が付属されていること。
  - ② 交通局乗車券発売所及び市役所前乗車券発売所は光回線対応機種であること。
  - ③ 桜島営業所乗車券発売所はADSL回線対応機種であること。
- (2) 端末機の設置及び管理  
端末機は無償で貸与するものとし、端末機の設置に要する費用は、指定代理納付者の負担とする。ただし、次の費用は鹿児島市交通局の負担とする。
  - ① 回線の敷設に要する費用
  - ② 回線の使用に要する費用
- (3) 端末機の付属品やロール紙等の費用は、指定代理納付者の負担とする。
- (4) 端末機の故障時の保障、修理費用は、指定代理納付者の負担とする。
- (5) 端末機の設置台数（予定）
  - ①鹿児島市交通局 交通局内乗車券発売所 2台

- ②鹿児島市交通局 市役所前乗車券発売所 2台
- ③鹿児島市交通局 桜島営業所乗車券発売所 1台

## 9 その他の事項

- (1) 契約期間は年度単位（4月1日から3月31日まで）とする。ただし、契約締結日の属する年度については、契約締結の日から3月31日までとする。
- (2) 契約満了の2か月前までに、書面による解約の申し出がない場合には、自動的に更新する。
- (3) 端末機の操作及びクレジットカード等納付申出の承認事務等、本業務に関わる事務の一部を第三者に委託することを承認すること。
- (4) クレジットカード等納付の取り扱い開始にあたり、事前に端末機の操作等について研修及び指導を行うこと。
- (5) 障害発生時及び照会事項には遅滞なくこれに対応し、業務に支障がないようにすること。特に端末機の障害については、直ちに対応できる体制を整備すること。
- (6) 鹿児島市交通局が、クレジットカード等のブランド別に複数の者を選定して契約する場合は、各社間の協議により主幹事会社を定め、当該主幹事会社が各社間の調整を行うこと。
- (7) クレジットカード等による支払いが可能であることの案内板等を設置すること。